

甲斐市議会 厚生環境常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年5月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（5名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	秋山照雄君
	若尾彰子君		保坂康君
	谷口和男君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議長 赤澤厚君

説明のため出席した者の職氏名

脱炭素社会 推進監	中込広人君	生活環境部長	望月新路君
福祉部長	早川英彦君	子育て健康 部 長	戸澤文香君
脱炭素社会 推進課長	石原大助君	環境課長	伊藤敦君
障がい者支援 課 長	興石文明君	健康増進課長	堤貞治君
政策推進係長	辻俊宏君	事業推進係長	樋渡瑞幹君
生活環境係長	奥山正広君	自立支援係長	新奥知恵君
健康企画係長	中込美智子君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中澤一昭	書 記	森田公
書 記	藤井涼子	書 記	深澤隼人

内容

- 1 甲斐市脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後について（脱炭素社会推進課）
- 2 猫の不妊及び去勢手術費補助金について（環境課）
- 3 甲斐市第2子以降3歳未満障がい児通所支援利用者負担額無償化の拡充について（障がい者支援課）
- 4 甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種事業について（健康増進課）
- 5 その他

開会 午前 9時22分

○書記（深澤隼人君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めて、おはようございます。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

○委員長（金丸幸司君） それでは、これより次第3、内容に入ります。

新年度初めての委員会になりますので、自己紹介の後、（1）甲斐市脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後について、担当より説明をお願いいたします。

まず、中込脱炭素社会推進監より順次、自己紹介をお願いいたします。

○脱炭素社会推進監（中込広人君） 改めまして、おはようございます。

4月の人事異動により、脱炭素社会推進監を拝命いたしました中込広人と申します。引き続き、よろしくお願いいたします。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 4月の人事異動によりまして、脱炭素社会推進課長を拝命いたしました石原大助です。

脱炭素推進課につきましては、2係7名の職員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策推進係長（辻 俊宏君） 4月の人事異動で、政策推進係長を拝命しました辻俊宏です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事業推進係長（樋渡瑞幹君） 事業推進係の樋渡瑞幹と申します。2年目になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） それでは、説明。

石原脱炭素社会推進課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） お疲れさまです。

（１）甲斐市脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、１ページをお願いいたします。

１の現状につきまして、令和５年４月に選定されました脱炭素先行地域づくり事業において、令和５年度におきましては、甲斐市脱炭素先行地域推進支援委託業者と契約を交わしまして、事業手法の検討や必要事業費の再精査を行ってまいりました。

令和５年１２月に、環境省へ令和６年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を要望しまして、令和６年４月に、国より３億２,５５５万１,０００円の内示を受け、本年度から事業を進めていくこととなります。国の交付金のうち約３億１,０００万円は、令和５年度補正予算として内示を受けていることから、次年度への繰越しができなく、年度内執行が基本となっているため、早急に事業に取りかかる必要がございます。

２の令和６年度の事業内容につきましては、表にありますとおり、公共部門と民間部門の事業を計画しております。

公共部門につきましては、ナンバー１、太陽光発電設備の導入から、ナンバー６、脱炭素先行地域推進支援業務委託の６事業を実施します。

ナンバー１、太陽光発電設備の導入につきましては、対象施設の①敷島庁舎、②双葉庁舎、③竜王図書館、④竜王武道館、⑤敷島保健福祉センター、⑥竜王小学校、⑦竜王中学校の７施設。

ナンバー２の照明ＬＥＤ化につきましては、対象施設の①敷島庁舎から⑤の敷島保健福祉センターの５施設。

なお、⑥の竜王小学校及び⑦の竜王中学校につきましては、既にＬＥＤ化となっております。

ナンバー３、ＥＶ急速・普通充電器の設置につきましては、対象施設の①敷島庁舎から③の竜王図書館の３施設に設置する予定でございます。

ナンバー１、太陽光発電設備の導入からナンバー３、ＥＶ急速・普通充電器の設置の事業手法につきましては、国の交付金実施要領や費用対効果を踏まえまして検討を行いました。

ナンバー１、太陽光発電設備につきましては、市の工事で設置し、市が所有する太陽光発電設備は交付金の対象外となっております、ＰＰＡまたはリース等により民間事業者が市

の公共施設に導入する場合に交付金の対象となります。

P P Aにつきましては、発電事業者が設備を設置し、発電した電気を使用するサービスで、P P A事業者と電力単価契約を締結しまして、発電した電気のうち、使用した量に応じた電気料を支払う方式でございます。

リースにつきましては、設備費、設備設置費用をリース料として支払い、発電した電力は公共施設で利用し、余剰分は売電し、電気が不足または発電しない夜間などは、現在契約している電力会社へ電気料を支払う方式でありまして、試算結果としましては、リース方式のほうが安価という結果になっております。

ナンバー 2、照明 L E D 化及びナンバー 3、E V 急速・普通充電器の設置につきましては、ナンバー 1 の太陽光発電設備などの再エネ発電設備との接続が交付金の条件となっていることから、3つの事業を一括でリース方式による公募型プロポーザルを行い、公募開始は5月下旬から6月上旬を予定しております。

次に、ナンバー 4、竜王庁舎 Z E B 化につきましては、本年度、設計業務を予定しております。省エネルギー改修に係る費用を光熱水費の削減分で賄う E S C O 事業またはリース等の事業手法を、ただいま検討中でございます。

ナンバー 5、スマート街路灯導入につきましては、ゼロカーボンロード上に設置する計画でございますけれども、現在、設置場所等検討を行っているため、検討後、発注を予定しております。

ナンバー 6、脱炭素先行地域推進支援業務委託につきましては、事業を進めていくため、業務全般に関する支援業務でございまして、令和 6 年 4 月 30 日に契約締結しております。

次に、民間部門につきましては、脱炭素先行地域内の民間施設が対象となりまして、ナンバー 1、照明 L E D 化及びナンバー 2、E V 急速・普通充電器の設置を予定しております。設置費用の 3 分の 2 を事業者へ補助金として交付し、残りの 3 分の 1 は事業者の負担となります。募集開始時期は、7 月上旬からを予定しております。

また、太陽光発電設備の導入につきましては、後年度の計画となっておりますけれども、設置する民間施設がある場合は、前倒しでの導入も検討してまいります。

資料の 2 ページをお願いいたします。

なお、事業手法によっては、事業者に対する間接補助となるため、必要に応じて地域脱炭素移行・再エネ推進交付金補助金交付要綱の整備を行います。

3、今後のスケジュールにつきましては、表にありますとおり、ナンバー 1、太陽光発電

設備の導入から3の公共施設への急速・普通充電器の設置につきましては、6月公募、7月に事業者決定・契約、3月までの事業内の事業管理を計画しております。

ナンバー4、竜王庁舎ZEB化及びナンバー5、スマート街路灯導入につきましては、6月までに検討事項を整理しまして取り組んでまいります。

ナンバー6、脱炭素先行地域推進支援業務委託につきましては、年間を通じた支援業務の委託となります。

補助金交付要綱につきましては、準備を進め、7月施行を予定しております。

以上、(1)甲斐市脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後についての説明となります。よろしくお願いたします。

○委員長(金丸幸司君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、質疑等がありましたら、お願いします。

谷口委員。

○委員(谷口和男君) 1ページの民間部門について伺いたいんですけども、民間部門というのは、工場とか商店とか、規模とか、その辺の制約はあるのでしょうか。

○委員長(金丸幸司君) 石原課長。

○脱炭素社会推進課長(石原大助君) 今年度予定している民間の施設につきましては、事業者が対象となりまして、規模は特にございません。

○委員長(金丸幸司君) 谷口委員。

○委員(谷口和男君) ということは、例えば保育園とか、そういうのもありますね、民間がやっているような。そういうのも対象ということなんですか。

○委員長(金丸幸司君) 石原課長。

○脱炭素社会推進課長(石原大助君) あくまでも今回、脱炭素先行地域内の対象エリアになりますので、そこはエリアに入っていれば対象となります。

○委員長(金丸幸司君) 谷口委員。

○委員(谷口和男君) よく家庭なんかの場合、太陽光パネルと蓄電池をセットでやるじゃないですか。それで、こういう公共施設は、蓄電池というのは対象にならないんですか。

○委員長（金丸幸司君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 国の交付要綱でも蓄電池は対象となっておりますけれども、庁舎なんかは非常用発電を持っていますので、今回、蓄電池は導入しない予定となっております。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

秋山副委員長。

○委員（秋山照雄君） 1点ちょっと教えてください。

EV急速充電器の件で、竜王図書館のところへ設置するとあるんですけども、竜王図書館のどこへ設置するんですか。

○委員長（金丸幸司君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） 竜王図書館の北側に駐車場が、庁舎の駐車場と一体と
なっておりますけれども、図書館の北側を予定しております。

○委員長（金丸幸司君） そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） この補助金、年度内執行ということなんですけれども、今年度は公共施設だから、ある程度めどが立つと思うんですが、民間とか、あるいは一般家庭が対象になってくると、来年になってから案を出して募集したというのでは、なかなか年度内執行が難しいと思うんですけども、そういう準備とかはされているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 石原課長。

○脱炭素社会推進課長（石原大助君） やっぱり民間施設の設置が一番問題となっておりますので、今回広報紙でも、脱炭素のお知らせということをシリーズで載せまして、今後、脱炭素先行地域内にはチラシを配って、補助金の対象となりますということで、呼びかけをしてまいりたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） EV急速充電器ですね、3施設に設置ということなんですけれども、使用できる時間というのは1日丸々でしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 樋渡事業推進係長。

○事業推進係長（樋渡瑞幹君） お答えします。

ここは契約の事業者との相談にもなりますが、24時間にすることもできますし、時間で

絞るということも可能でございます。これは、その手法については検討を行います。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市脱炭素先行地域づくり事業の現状と今後についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時37分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

続いて、環境課より自己紹介の後、（２）猫の不妊及び去勢手術費補助金について、担当より説明をお願いいたします。

まず初めに、望月生活環境部長より順次、自己紹介をお願いいたします。

○生活環境部長（望月新路君） おはようございます。

4月の人事異動で生活環境部長を拝命いたしました望月新路です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境課長（伊藤 敦君） おはようございます。

4月の人事異動で環境課長を拝命いたしました伊藤敦です。よろしくお願い申し上げます。

○生活環境係長（奥山正広君） おはようございます。

4月の人事異動で生活環境係長を拝命いたしました奥山正広です。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（金丸幸司君） それでは、担当より説明をお願いいたします。

伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 改めまして、おはようございます。

環境課です。内容の2、猫の不妊及び去勢手術費補助金についてご説明させていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

初めに、経緯になりますが、山梨県では猫の殺処分を限りなく減らすことを目指し、猫の

不妊去勢手術費を助成する市町村に対し補助金を交付するため、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期限を設けた山梨県猫不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱を制定したところでありましたが、県では令和6年度につきましても、補助対象の一部見直しを行った上で事業を継続して実施するものとし、県補助金交付要綱の一部改正を行ったところがあります。

本市におきましても、市の補助金交付要綱の一部を改正し、引き続き県の補助制度を活用する意向であります。

2の県補助金交付要綱一部改正内容等になります。

(1)の補助対象の飼い猫・飼い主のいない猫、(2)の補助基準額についての改正はございませんでしたが、改正内容といたしまして、(3)の補助対象経費になります。改正前の補助対象経費は、猫の不妊・去勢手術の助成に要した経費でありましたが、改正後につきましては、猫の不妊・去勢手術の助成に要した経費、ただし、飼い主のいる猫については、多数の猫を飼うことにより周辺的生活環境が損なわれている場合、もしくはそのおそれがある場合に限ると、飼い猫の場合は条件が付される改正内容になったところがあります。

3の県補助金交付要綱の一部改正に伴う市の対応になりますが、多数の猫の取扱いにつきましては、県に確認したところ、特に県としての指定がないため、本市では2頭以上を多数と定義し、県の補助対象経費といたします。

飼い猫に対する補助金額については、甲斐市猫の不妊及び去勢手術費補助金交付要綱の規定に基づき、単数・多数猫の飼育にかかわらず、補助金額は、不妊手術が1頭につき5,000円、去勢手術は1頭につき3,000円に統一することとし、飼い主のいない猫については、県補助基準額を補助金額といたしまして、不妊手術が1頭につき1万6,000円、去勢手術は1頭につき1万1,000円を上限とするものといたします。

4ページをお願いいたします。

4のその他になりますが、県の補助金交付要綱の一部改正に伴い一部改正を行う甲斐市猫の不妊及び去勢手術費補助金交付要綱の改正後の規定は、令和6年4月1日に遡及して適用することとします。

なお、令和4年度、令和5年度の実績については、参考として記載したとおりの内容となります。

以上で、猫の不妊及び去勢手術費補助金についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 3ページの2の（3）改正内容で、飼い主のいる猫については、多数の猫を飼うことによりとあるんですけれども、これは1匹とか、それでは補助の対象にならないということなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 県の補助金要綱では、飼い主のいる猫につきましては、1匹では補助金対象になるものではございません。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） 例えば、飼い主のいない猫を保護したとしますよね。保護する前に去勢手術をしてもらうとか、そういうのは大丈夫なんですか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 飼い主のいない猫に関しましては、頭数の制限はございませんので、1匹からでも県の補助金対象というような状況になります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 飼い主のいる猫といない猫なんですけれども、特に猫って、犬のように登録制があるわけではないので、その判断というのは、これまでもどうされているのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 飼い主のいる猫につきましては、申請の段階で飼い主と一緒に写った写真を添付していただくような内容で、飼い主のいる猫というような確認をさせていただいている状況でございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、猫の不妊及び去勢手術費補助金についてを終わります。

次に、環境課より、その他がありますので、説明をお願いいたします。

伊藤環境課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 環境課から、気候変動適応法の一部改正に伴う公共施設等のクーリングシェルターの指定について、ご報告をさせていただきます。

近年、熱中症による死亡者数が増加傾向にあることから、国では熱中症対策といたしまして、本年4月1日から気候変動適応法を改正し、熱中症警戒アラートの1段上の熱中症特別警戒情報を創設し、市町村長は冷房設備を有するなどの一定要件を有する公共施設などを、暑さを避けるための施設、クーリングシェルターとして指定することができることといたしました。

環境課では、熱中症特別警戒情報が発表されたときに、熱中症対策の一環として、市民などが公共施設などで休息できるようなクーリングシェルターの指定について、関係部署及び市内の民間事業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、指定につきましては、暑くなる前に協力いただける施設をまとめ、市民等に周知してまいりたいと考えております。

報告は以上になります。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

あくまで報告でありますけれども、この中で聞きたいことがあれば、お伺いいたします。
保坂委員。

○委員（保坂 康君） 僕は今、山梨市のほうで働いているんですけども、山梨市なんかですと、とくに役所のところにクーリングシェルターができているんですけども、なぜ甲斐市は遅かったんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 伊藤課長。

○環境課長（伊藤 敦君） 保坂委員のおっしゃるとおり、山梨市に関しましては、クールシェアということで、従来、そういった施設の利用をしていたというようなことを聞いております。また、山梨市におきましても、今回の気候変動適応法の一部改正に伴い、4月末だったかと思いますが、クーリングシェルターとしての指定を、公共施設等をはじめ指定をしたところであったものと、山梨市がやっているということを承知しているところであります。

本市におきましては、今までそういったクールシェアということが、実際的に運用がされていなかったところがございますが、今回の気候変動適応法の一部改正に伴うことで、公共施設並びに民間施設のほうのご協力もいただいた中で、幅広く市民に対しての熱中症対策の一助になるような施策のほうを展開していきたいと考えているところでございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時49分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、障がい者支援課より、自己紹介の後、（3）甲斐市第2子以降3歳未満障がい児通所支援利用者負担額無償化の拡充について、担当より説明をお願いいたします。

まず初めに、早川福祉部長より順次、自己紹介をお願いいたします。

○福祉部長（早川英彦君） おはようございます。

4月の人事異動で福祉部長を拝命いたしました早川英彦です。よろしくお願いいたします。

○障がい者支援課長（輿石文明君） おはようございます。

障がい者支援課長の輿石文明です。2年目です。よろしくお願いいたします。

○自立支援係長（新奥知恵君） おはようございます。

4月の人事異動で自立支援係長を拝命いたしました新奥知恵と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 輿石課長。

○障がい者支援課長（輿石文明君） それでは、資料の5ページをお願いいたします。

障がい者支援課より、甲斐市第2子以降3歳未満障がい児通所支援利用者負担額無償化の拡充についてご説明いたします。

初めに、1の経緯につきましては、本市では、令和元年10月1日から国が実施した3歳から5歳までの保育料及び児童発達支援等の利用者負担金の無償化に伴い、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減を目的に、第2子以降のゼロ歳児から3歳未満児の保育料及び児童発達支援等の利用者負担金について、所得制限を設けた上で、自己負担分について全額助成金を支給し、無償化としてまいりました。

本年度の4月1日からは、さらに多子世帯の経済的負担の軽減のため、第2子以降のゼロ

歳児から3歳未満児の保育料については、所得制限を撤廃し、無償化が拡充されたことから、児童発達支援等の利用者負担金につきましても、保育料と同様に無償化を拡充するものでございます。

次に、2、対象サービスにつきましては、(1)児童発達支援、(2)医療型児童発達支援、(3)居宅訪問型児童発達支援、(4)保育所等訪問支援の4つのサービスが対象となります。

次に、3、無償化の方法につきましては、償還払いの方法で、利用者が自己負担額を一旦事業所に支払い、その後、申請により、口座に振り込む支給方法となります。

次に、4、周知方法につきましては、市のウェブサイト、広報紙への掲載及び対象者へ通知を送付し、周知を行います。

なお、対象者につきましては、年間で4人を見込んでおります。

最後に、5、今後の予定につきましては、5月下旬に甲斐市第2子以降3歳未満障がい児通所支援利用者負担額助成金支給要綱の一部改正を行い、所得制限を削除する改正を行います。

無償化の適用につきましては、保育料と同様に令和6年4月1日からといたします。

なお、6月の市議会において、無償化拡充分1人分の助成金を増額する補正予算の提出を予定しておりますので、補正の額などの詳細はそのときにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長(金丸幸司君) 説明が終わりました。

これより委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員(谷口和男君) 確認ですけれども、第2子というのは、上の子は別に障がい児でなくてもいいということですね。

○委員長(金丸幸司君) 興石課長。

○障がい者支援課長(興石文明君) お答えします。

委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長(金丸幸司君) そのほかございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 対象サービスで、居宅訪問型児童発達支援とか、いろいろあるんですけども、これの利用者というのはどれぐらいずついるんですか、今。対象4人とか言った。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○障がい者支援課長（興石文明君） お答えします。

無償化の拡充に伴います、先ほど4人というお話をさせていただきましたけれども、従来の所得制限を設けた利用者を3人見込んでおりまして、新たに所得制限を超える方を1名見込んでおります。

従来の3人分については、当初予算に盛ってあるので、あれなんですけれども、拡充分1人を補正予算で対応させていただきます。

なお、今現在のサービスの利用の状況ですけれども、（1）の児童発達支援の利用が今のところ該当になっておりまして、（2）番、（3）番、（4）番の利用はございません。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 無償化の方法なんですけれども、償還払いとあるんですが、償還払いにした理由というのは何でしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○障がい者支援課長（興石文明君） お答えいたします。

無償化の方法ですけれども、償還払いのほかに、事業所に保護者の負担分を納めないというやり方もあるんですけれども、その場合、事業所のほうで、国保連のほうへ請求する9割と自己負担分の1割分を市のほうに請求するという事務の手間が発生いたします。

今のところといいますか、事業所に確認をしたところ、費用の請求事務につきましては、パソコンで管理をしていて、対象になる方だけを別に甲斐市へ請求するという方法が困難という回答を得ましたので、保護者の方には一時的な負担になりますけれども、償還払いの方法にさせていただきます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） そうすると、保護者の方は、毎月なのか数か月に一度なのか、償還払いの手続をしなければならない、何らかの方法でということでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 興石課長。

○障がい者支援課長（輿石文明君） 昨年度までは、年度末に1回申請をしていただいて、振り込んだという形ですけれども、今年度については、保護者の方と相談しながら、毎月なのか、3か月置きなのか、年間でいいのか、各利用者の意向を聞いた中で対応したいと考えております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 事業所の事務負担も理解できるんですけども、保護者の方で働いて、共働きが主流ですので、両親とも働いていてとか、片親の方で働いて、なかなか市役所の窓口に来られないという方もいらっしゃいますので、何とか保護者の方と相談して、手続の負担が軽減されるように、よろしくお願いします。

○委員長（金丸幸司君） これは要望ですね。分かりました。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市第2子以降3歳未満障がい児通所支援利用者負担額無償化の拡充についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

次に、健康増進課より、自己紹介の後、（4）甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種事業についてを行います。

まず初めに、戸澤子育て健康部長より順次、自己紹介をお願いいたします。

○子育て健康部長（戸澤文香君） それでは、改めまして、おはようございます。

私から順次、自己紹介をさせていただきます。

子育て健康部長の戸澤文香と申します。3年目になります。よろしくお願いいたします。

○健康増進課長（堤 貞治君） 4月の人事異動により、健康増進課長を拝命いたしました堤

貞治と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画係長（中込美智子君） 4月の人事異動で健康企画係長を拝命いたしました中込美智子です。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） それでは、担当より説明をお願いいたします。

○健康増進課長（堤 貞治君） それでは、資料の6ページをお願いいたします。

甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種事業についてご説明いたします。

1、概要。

令和6年1月の厚生環境常任委員会におきまして、令和6年度の新型コロナワクチンの接種体制についてご説明したところでございますが、その後の経過等、ご説明をさせていただきます。

コロナワクチンの予防接種は、昨年度まで、特例臨時接種として全額国費で実施されておりましたが、予防接種法施行令等の一部が令和6年3月29日に改正され、令和6年度からは予防接種法上B類疾病の位置づけとなり、65歳以上及び60歳から64歳までで一定の基礎疾患を有する方を対象とした定期接種として実施することが定められました。

B類疾病とは、接種の努力義務がなく、個人の発病や重症化予防に比重を置き、個人の意思により接種するもので、65歳以上等を対象としたインフルエンザや肺炎球菌予防接種が該当するものでございます。

なお、本市においても、市要綱に基づき、接種費用を一部助成しております。

次に、2、接種費用の負担軽減。

令和6年度から自己負担となる新型コロナワクチンの予防接種については、現在、本市において実施しておりますインフルエンザや肺炎球菌予防接種と同様に、接種費用の一部を助成し、定期接種対象者の自己負担軽減のため、甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要綱を新たに制定し、接種の促進を図ってまいります。

なお、助成方法につきましては、本市が医療機関とコロナワクチンの接種委託契約を行い、接種費用と助成額の差額を接種時に自己負担していただき、後日、助成額を市が医療機関へ支払う方式といたします。この助成方法は、インフルエンザ等の予防接種と同じ方法でございます。

続いて、表をご覧ください。

まず、対象者につきましては、国が定める定期接種と同じ、65歳以上の者及び60歳から64歳までで一定の基礎疾患を有する者としております。

接種期間は、国では現在のところ、秋冬接種としており、今後、具体的な期間が示される予定でございます。

接種回数は年1回、使用ワクチンにつきましては未定で、こちらについても今後、国から示される予定でございます。

接種形式は、個別接種となります。

接種場所は、本市と委託契約を締結した医療機関となります。

自己負担につきましては、先ほどご説明いたしました接種費用と市の助成額との差額を自己負担していただきます。ただし、生活保護世帯につきましては、市が全額助成し、自己負担はなしといたします。

次の助成方法につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次に、3、周知方法につきましては、1つ目の黒丸、65歳以上の対象者に案内はがきを送付いたします。今年度から、接種方法や自己負担が発生するなど大きく変更となることから、はがきによる個別の通知を行います。また、60歳から64歳までで一定の基礎疾患を有する方につきましては、市では対象者を把握していないため、はがきによる案内ができないことから、2つ目の黒丸の広報及び市のウェブサイトに記載し、65歳以上の対象者と併せて周知してまいります。

最後に、4、今後の予定でございますが、6月の定例市議会において、コロナ予防接種事業に係る経費について補正予算をお願いいたします。本日の説明では、予算に関する説明はいたしません、何とぞよろしくをお願いいたします。

7月以降、医療機関との委託契約及び予診票を医療機関へ送付、対象者へ案内はがき、広報、市ウェブサイトへ掲載し、周知を図ってまいります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 65歳以上、一部補助で自己負担ということなんですけれども、大体のところなんですけれども、インフルエンザは今2,000円ぐらいですよ、自己負担が。新型コロナもその程度を検討されていますか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） お答えいたします。

具体的な金額は、先ほど申しましたとおり、6月の定例市議会のほうでお示しをさせていただきますけれども、検討している内容は、委員さんのおっしゃるとおりで、そのぐらいをめどに検討しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男君） 肺炎球菌なんですけれども、今、国の基準だと、65歳を超えると1回無料でしたよね。その後、5年後以降は自己負担だったと思うんですけれども、そちらのほう、独自の助成制度とかつくるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） お答えいたします。

高齢者の肺炎球菌の接種費用につきましては、市が3分の2補助しておりまして、上限額が5,000円ということで、既に要綱等を作成して、それにのっとってやっている状況でございます。

○委員長（金丸幸司君） 谷口委員。

○委員（谷口和男君） じゃ、65歳で1回受けたのは無料で、70歳になると5,000円というふうな形、5年ごとに5,000円ということですかね。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） お答えいたします。

恐らく1回という形だったと思います。1回補助をして接種すれば、それ以降はないという形になります。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） このワクチンですけれども、今まではコロナの場合ですと、連絡して、市のほうから医院のほうにという形を取っていたと思うんですけれども、インフルエンザと同じような形で、今度は卸さんなり、そういう方から直接、病院とか医院のほうへ持っていくような形になるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） お答えいたします。

今までコロナワクチンは、令和5年度までは集団接種ということで、個別に通知をご案内

して、接種券をお渡ししていたと思うんですけれども、その方式が今度、インフルエンザと同様になりますので、インフルエンザと同じ形に今後なるんですけれども、ただし、大きく制度が変わりますので、今回に限り、ご案内はがきを発送したいと思っております。

今まで集団接種のワクチンは、市のほうで国から取り寄せたというか。そういう形で保管していたんですけれども、今後はワクチンは、各医療機関のほうで入手する形になります。すみませんでした。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

保坂委員。

○委員（保坂 康君） ありがとうございます。

多分、卸さんのほうから、インフルエンザと同じような形にはなると思うんですけれども、あと、疾患者の60歳から64歳までが、一定疾患がある方が把握できないということなんですけれども、ある程度やっぱり、市としては見込み、何人ぐらいというのは予想しながら計画を立てているのでしょうか。その辺を教えてくださいなんですけれども。

○委員長（金丸幸司君） 堤課長。

○健康増進課長（堤 貞治君） お答えいたします。

対象者につきましては、65歳以上を対象者ということで、年齢を住民基本台帳のほうから吸い上げて行っております。

そちらの基礎疾患のある対象者については、うちのほうで把握していないんですけれども、その分の予算も含めて計上する予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市新型コロナウイルス感染症予防接種事業についてを終わります。

引き続き、次第の4、その他を行います。

委員より、常任委員会関係で、その他何かありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 事務局より何かありましたら、お願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時11分